

## 第12回「糸島クラフトフェス」展示会規約

- 1. 「糸島クラフトフェス」の趣旨** 本展示会は、“糸島の手作り作家たちの、作家たちによる、糸島の作家たちと顧客・ファンのための手作りの展示会”であることを旨とする。具体的には、本展示会を通じて、作家自らが直接販売することにより、作家活動の認知・周知を図ることを目的とする。また、将来的に工房等へ直接足を運んでもらえるような顧客・ファンを増やすことも視野に入れる。
- 2. 「作家」の定義** 本展示会に於ける「作家」とは、“糸島を活動の拠点(工房・店舗・自宅等)とする、手作りによる物づくりを生業とする者、または、それを目指す者”とする。
- 3. 出展の申し込み** 本展示会に対する出展の申し込みは、応募申込者の提出により行い、主催者が出展を承認した応募者から出展料を受領することにより、出展契約が成立するものとする。
- 4. 出展物** 出展物は出展者本人のオリジナル作品で、本展示会の趣旨に合致するものでなければならない。ブースの展示において、クラフトとは関係ない政治的及び宗教的な展示物は禁止する。
- 5. 出展物の設置及び撤去**

出展者は、主催者の定めたスケジュールにそって小間の装飾、出展製品の搬出入を行うものとする。

**搬入：10月17日の前日準備終了後～19時 及び 10月18日の午前6時～9時**

**※17日夕方より警備が付きます**

**搬出：10月20日の全体の片付け後から**
- 6. 展示品の管理および免責** 展示品の管理は、出展者の責任において行うものとする。主催者は、展示品・装飾物等の損害、盗難、紛失、破損等については一切責任を負わない。
- 7. 原状回復**

出展者は、展示期間が終了したときは展示スペースの原状回復を行わなければならない。出展者が回復作業を行わないときは、主催者がこれを行い、その費用は出展者が負担するものとする。また、その際の未処分の出展物等は主催者が処分できるものとする。
- 8. 損害賠償**

出展者は、他者の小間、展示会場の設備及び人身等に対する一切の損害について責任を負うものとする。
- 9. 展示会の中止または延期**

主催者が、不可抗力により展示会場が使用に適さない、または出展者、及び来場者の安全を確保できないと判断した場合、展示会のすべてまたは一部を中止、または延期することができる。このような場合出展料の返金は出来ません。なお、ここにいう不可抗力とは、以下に列举する事項及びこれに準ずる状況とする。悪天候、火災、地震、疫病、事故、政府・行政の規制、暴動、その他の紛争、適切な輸送の不備、もしくは不測の事態。
- 10. 出展のキャンセル**

全出展者確定後、出展者の事情により出展を取りやめる場合、キャンセル料は次の通りとする。

  - ・ 2日前まで : 出展料の1/2 (1ブース15,000円 1/2ブース9,000円)
  - ・ 前日及び当日 : 出展料全額